

山口市の発注業務に係る職員の行動指針

この行動指針（以下「指針」という。）は、山口市における発注業務に関し、発注担当職員及び関係職員（以下「職員」という。）が発注業務に係る関係法令等及び山口市職員倫理規程を遵守することはもとより、職員倫理の保持及び公正な職務執行の確保の観点から、職員に求められる姿勢や心構えを示し、その意識付けを図ることを目的とする。

1 職員の心構え ー倫理原則ー

- (1) 職員は、市民全体の奉仕者であり、市民の一部に対してのみの奉仕者ではないことを念頭に置き、常に公正な職務の執行に当たらなければならない。
- (2) 職員は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を、自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならない。
- (3) 職員は、法令により与えられた権限の行使に当たっては、市民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならない。
- (4) 職員は、職務の遂行に当たっては、公共の利益の増進を目指し、全力を挙げてこれに取り組まなければならない。
- (5) 職員は、勤務時間外においても、自らの行動が公務の信用に影響を与えることを常に認識して行動しなければならない。
- (6) 職員は、市民から納められた税金その他の貴重な財源により、日々市政が運営されていることを絶えず忘れてはならない。

2 職員の責務

- (1) 職員は、山口市における発注の多くが地域の経済活動や市民生活の基盤となる社会資本の整備を行うものであることを自覚するとともに、発注業務に関しては、市民の疑惑を招くことのないようにしなければならない。
- (2) 職員は、発注業務の実施に当たっては、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）をはじめとする関係法令等を遵守しなければならない。

- (3) 職員は、発注業務の実施に当たっては、常に公正な職務の執行と透明性の確保に努めなければならない。

3 秘密の保持

- (1) 職員は、落札前における予定価格（非公開又は公開前の予定価格をいう。）及び競争入札参加業者名その他の発注業務に関する秘密を保持しなければならない。職員以外の者にこれを教示若しくは示唆をし、又は発注業務の目的以外の目的のために利用してはならない。
- (2) 職員は、秘密に関する書類（その写し及び記録媒体を含む。）を市の組織外に持ち出し、送付（電磁的方法によるものを含む。）をし、その他これに類することを行ってはならない。

4 事業者等との応接方法

- (1) 職員は、事業者等と接するときは、公平かつ適正に行い、一部の事業者等を差別的に取り扱ってはならない。
- (2) 職員は、事業者等との応接に当たっては、市民の疑惑や不信を招かないようこれを行い、必要最小限にとどめるものとする。この場合において、原則として受付カウンター等オープンな場所で複数の職員により対応するものとする。

5 不当な働きかけに対する対応

- (1) 職員は、事業者等からの不当な働きかけに該当すると思われる行為を受けた場合は、その者に対して、応じられない旨及び当該不当な働きかけが記録、公表されるものとなる旨を伝えるよう努める。また、そのような行為を受けたときは、速やかに所属長等に報告し、その後の対応について指示を受けるものとする。
- (2) 上記の「不当な働きかけ」とは、次に掲げるものをいう。
- ① 事業者等の競争入札への参加又は不参加に関する要求行為
 - ② 事業者等の受注又は非受注に関する要求行為
 - ③ 非公開又は公開前における予定価格又は低入札価格調査制度の調査基準価格及び判断基準額（これらを推測できる金額を含む。）に関する情報漏洩

要求行為

- ④ 入札参加者についての公表前における情報漏洩要求行為
- ⑤ その他事業者等への便宜、利益若しくは不利益の誘導又は談合につながるおそれのある要求行為

6 執務環境の整備等

発注担当課及び設計担当課は、秘密の漏洩の防止を図るため、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 執務室への自由な出入りが制限されている旨を掲示等の方法により周知すること。
- (2) 職員が事業者等と応接するための場所を確保すること。
- (3) 職場内の整理整頓や厳正な文書管理の徹底を図り、設計から完成まで複数の職員による確認を行い、チェック機能を高めること。

7 職員と利害関係者等との間における禁止行為

職員は、業務の執行の公正さに対する市民の疑惑や不信を招かないように、利害関係者等と接触するときは、山口市職員倫理規程（平成17年山口市訓令第14号）に基づき、同規程に定める禁止行為を行ってはならない。

8 研修・講習会等

職員は、業務の的確な遂行に関する理解を深め、発注業務に係る関係法令等の遵守及び綱紀保持に関する意識の高揚を図るため、日頃から自己研鑽や職場研修（OJT）の実践に努めるとともに、所属長は、職員に職場外での必要な研修・講習等を積極的に受講させるようにしなければならない。

9 発注者綱紀保持対策の周知

市長は、発注業務に係る綱紀の保持に関する理解及び協力を得るため、この指針を入札参加資格者に周知するものとする。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。